

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. B&B Plus+ シューティングスター(以下「当館」と呼称)の運営会社たる合同会社シューティングスター(以下「当社」と呼称)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名および電話番号(又は携帯電話番号)
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の室料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当社が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料合計額の50%を限度として当社が定める申込金を、当社が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条、第7条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金、次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当社が指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約は指定した日の翌日時点においてお客様の責により解除されるものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
5. 当社が別途承諾した場合を除き、同一グループの宿泊客が予約できる室数は、部屋タイプに関わらず、1泊につき2部屋までとします。
6. 宿泊客が当社ホームページ予約システムにおいて行った予約については、当社が別途定める「オンライン予約システム利用規則」に準じて行われたものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当社は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 2) 客室(これに付随するサービスも含まれます)の余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)またはその関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 9) 宿泊しようとする者が、当館が定める全ての規定等に従わないとき。
- 10) 宿泊しようとする者が、当社の従業員に差別的、侮辱的、脅迫的、暴力的な発言や言動を取ったとき。
- 11) 宿泊しようとする者が、同一の、または異なる日程において重複して宿泊予約を行い、かつ当社がその利用意思の確認を取れないとき(ただし、当社が別途書面等により承諾した場合を除く)。この場合、当社は重複する全ての宿泊予約について契約解除権を有するものとします。
- 12) 宿泊しようとする者の宿泊予約の内容が、本約款および当社が定める他の全ての規定等に準じないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当社の契約解除権)

第7条

1. 当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- 4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - 5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 7) 宿泊客が、当館が定める規則等に從わないとき。
 - 8) 宿泊客が当社の従業員に差別的、侮辱的、脅迫的、暴力的な発言や言動を取ったとき。
 - 9) 宿泊しようとする者が、同一の、または異なる日程において重複して宿泊予約を行い、かつ当社がその利用意思の確認を取れないとき(ただし、当社が別途書面等により承諾した場合を除く)。この場合、当社は重複する全ての宿泊予約について契約解除権を有するものとします。
 - 10) 宿泊客の宿泊予約の内容が、この約款および当社が定める他の全ての規則に準じないとき。
2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、解除の理由が前項2)、4)および6)以外の事項に拠る場合は、契約解除の原因が宿泊客にあるものとして、宿泊料金の全額および係る違約金の全額をお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 1) 宿泊客の氏名、年令、住所及び電話番号(又は携帯電話番号)、国籍、旅券番号
 - 2) 出発日及び出発予定時刻
 - 3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当社の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、客室利用時間の延長に応じることがあります。この場合には別表4に掲げる料金を別途申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当館内においては、当社が定めて館内に掲示した利用規則に從っていただきます。

(営業時間)

第11条

1. 当館のフロントデスク、飲食施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。
3. 当社は、当社指定の営業時間外においても、例外的に宿泊客の対応業務(チェックイン、チェックアウト等)を行うことがあります。営業時間外の対応については、別表第3に掲げる追加料金を申し受けます。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当社が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当社が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当社の責任)

第13条

1. 当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当社は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当社は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当社がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当社は5万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当社の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当社は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当社はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊客の手荷物等が、宿泊に先立って当社に到着した場合は、その到着前に当社が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。なお、当社の了解なく到着した手荷物や当社敷地内に放置された手荷物に関しては、別表5に掲げる保管料の請求、廃棄、または警察への届け出を行わせていただきます。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後廃棄させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当社の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条

宿泊客が当社の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当社は場所をお貸しするものであって、車両の

管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条

1. 宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の損害により当該宿泊客が使用した客室が、当社が使用不能と判断する状態となり、当該客室を閉鎖する場合は、当社が他の宿泊客に対して支払う補償等も賠償されるものとします。
3. 当社は、宿泊客が宿泊予約時に「オンライン予約システム利用規則」に準じて登録したクレジットカード、または宿泊客が当館の宿泊予約を行った際に利用した旅行代理店並びにインターネット予約サイトにおいて登録したクレジットカードに対し、前項の損害賠償の請求を行い、宿泊客はその支払いを行うものとします。

（館内の物品）

第19条

当社が宿泊客に、その滞在期間中に提供または貸与する館内全ての備品類は、別途記載の無い限り当社の所有物であり、これらを館内から持ち出すことは固くお断りいたします。これらの備品が館内から持ち出された場合は、警察に通報の上、関係機関と協議し対処すると同時に、第18条に規定の損害賠償の請求を行うものとします。

（無料送迎サービス）

第20条

無料送迎サービスのご利用条件は、当社が別途定めるものとします。また、当社が宿泊客の要望に応じ、別途定めのない送迎サービスを提供する場合は、宿泊客は当社が別に定める料金を支払うものとします。

（免責事項）

第21条

当館内からのコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果お客様がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

（支配する言語）

第22条

この約款は日本語および他の言語で作成されていますが、日本語とその他の言語の文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語に拠るものとします。

別表第1 宿泊料金などの内訳(第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が払うべき	宿泊料金	客室使用料(室料)
総額	追加料金	・飲食料金 ・その他当社が定める利用料金
	税金	消費税、宿泊税

備考:室料は、当社と宿泊客の間に別途合意の無い限り、フロントに掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2関係)

宿泊契約の解除日	不泊	到着日当日	到着日の前日	到着日の 7日～2日前	到着日の 8日前以前
違約金比率	100%	100%	100%	50%	0%

備考:

1. 違約金比率はご予約金額合計に対する比率とします。
2. 旅行代理店(インターネット予約サイト(OTA)を含む)経由にて行われた宿泊契約に於いては、宿泊客が当該旅行代理店において合意した違約金を優先して適用します。
3. 上記違約金は到着日を元に算出いたします。2泊以上の宿泊予約に係る違約金についても、別途特約の無い限り、当該ご予約の到着日から起算してお支払いいただきます。

別表第3 営業時間外の取り扱いに関する料金(第11条3項関係)

超過時間	1時間まで	1時間を超える時
約金比率	宿泊料金の15% (最低料金を4,500円とします)	宿泊料金の30% (最低料金を9,000円とします)

備考: 約金比率は宿泊全期間における1泊あたりの平均料金に対する比率とします。

別表第4 客室の延長利用料金(第9条関係)

延長時間	3時間まで	6時間まで	6時間を超えるとき
約金比率	宿泊料金の30%	宿泊料金の50%	宿泊料金の100%

備考: 約金比率は宿泊全期間における1泊あたりの平均料金に対する比率とします。

別表第5 手荷物、携帯品等の保管料(第16条第1項関係)

	三辺合計寸法 160センチまで および重量10キロまで	左記以外の物品
1点1日あたりの保管料金	1,100円	3,300円

備考: 最低料金を1,100円とします。

オンライン予約システム利用規則

本利用規則は、お客様が、合同会社シューティングスター（以下「当社」と呼称）が提供するオンライン予約システムをご利用の上宿泊予約を行われる際に適用されるものとなりますので、ご予約に際して必ずご一読くださるようお願いいたします。

第1条（ご利用に際しご用意していただくもの）

本システムのご利用にあたっては、次のものが必要となります。

1. Eメールを送受信可能なEメールアカウント
2. インターネットに接続可能なパソコンおよびスマートフォンなどの端末

第2条（本システム利用者の条件）

本システムをご利用できるのは、本規則にご同意いただいたお客様のみです。また、本システムをご利用いただき、ご予約された時点で、本規則にご同意いただいたとみなし、本規則を遵守していただきます。

第3条（本システム利用上の注意点）

本システムの提供するサービスは、電話予約その他で提供するサービスに対する優位性を持たせるものではありません。従いまして、完売などの事由によってご予約できない場合もあります。

第4条（予約申し込み）

希望する商品の予約申し込みフォームへ必要な個人データを正確に全て入力してください。予約申し込みフォームへの個人データの入力に不備、虚偽があった場合、そのご予約は無効となる場合があります。

第5条（予約の成立）

本システムを利用したご予約の成立は、ご予約内容のご案内ページがお客様画面上に表示された時といたします。

第6条（ご予約金）

本システムを利用したご予約については、ご予約金（宿泊代金の10%相当額）のお支払いをお願いしております。下記の期日までに、ご予約確認のページからクレジットカードにてご決済ください。万一期日までにご予約金をお支払いいただけない場合には、ご予約を取り消させていただきます。

- ご到着予定日の14日より前のご予約： ご到着予定日の14日前まで
- ご到着予定日の14日前以後のご予約： ご予約時にお支払いください

ご予約金は、宿泊代金、キャンセル料の一部または全部として充当させていただきます。残金につきましては、チェックアウト時にお支払いください。

第7条（予約の取り消し、変更について）

本システムをご利用されたご予約のお申し込み内容のご変更、お取り消しにつきましては、当館へEメール等にて直接お申込みください。なおご予約の変更は、既存ご予約の取消後、新規のご宿泊予約を作成されるものとして承ります。

第8条（キャンセル料）

ご利用者に帰すべき事由によりご予約が取り消された場合、当社宿泊約款に定めるキャンセル料を申し受けます。

第9条（クレジットカード情報の取り扱い）

1. ご予約金のお支払いに使用されるクレジットカードの情報は、ご予約に係るご宿泊代金や違約金、その他損害補償金等のご請求を目的として保管させていただきます。なお、当該情報はクレジットカード決済システム提供会社によって厳重に保管され、その内容が当社のサーバーに保管されること、または当社に開示されることはありません。
2. 当社は、お客様の求めに基づき、保管されたクレジットカード情報の削除を行います。但し、お客様が予約された宿泊の完了または取消後7日を経過していること、およびお客様において当社への未払の債務が無い場合に限りです。

第10条（個人情報の取り扱い）

当社における個人の情報取扱いは、当社ホームページに記載いたしておりますので、あわせてご確認ください。

第11条（本システムの取り扱い法令）

本システムに関する取扱いは、日本国内にて有効な法律に従います。

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき次のとおり利用規則を定めておりますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被った損害のご負担をいただく事もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1. 客室・館内設備のご利用について

- (1) 客室よりの避難経路図は、客室備え付けのご案内の中に記載してありますのでご確認ください。
- (2) お部屋の窓を開ける際には、必ず網戸をお閉めください。
- (3) 暖房時のエアコンの設定温度は26℃以上に設定しないでください。
- (4) 宿泊登録者以外の方の館内への入場は固くお断りいたします。
- (5) 未就学児のご宿泊はお断りいたします。
- (6) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。
- (7) ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください。
- (8) ご滞在中や、特にご就寝の時は、ドアの内鍵をお掛けください。来訪者のあった時は不用意に開扉なさらずご確認ください。万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
- (9) お部屋および正面玄関の鍵は紛失ならないようお願いいたします。万一鍵を紛失された場合には、鍵の交換料をお支払いいただきます。
- (10) 宿泊契約により賃借権、居住権等借家法その他居住に関する法律上の権利は発生するものではありません。
- (11) ヨガ用ウッドデッキは、当社が定めたヨガレッスンおよび星空観察の目的に限りご利用いただけます。当社の許可なくこれらの目的以外の目的で利用されないようお願いいたします。許可なくご利用された結果お客様が受けたいかなる損害について、当社は一切の責を負いません。
- (12) 当館ダイニングルームにおいて、お持ち込みの飲食物を喫食することは固くお断り申し上げます。
- (13) 当館規定のお食事時間内にお見えにならない場合は、ご予約されたお食事はお客様によりキャンセルされたものとして取り扱い、ご返金等はいたしません。

2. お支払い等について

- (1) お会計はご出発の際にフロントでお願いいたします。また、ご滞在中でも料金のご清算をお願いする場合がございますので、そのつどお支払いをお願いいたします。なお当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただき、また必要な措置を取らせていただきます。
- (2) ご利用代金のお支払いは、現金またはクレジットカード、およびその他当社の認めたものによるものとさせていただきます。
- (3) ご到着時にクレジットカードの確認をさせていただくか、お預り金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。

3. 火災予防上お守りいただきたい事項

- (1) 当館内に暖房用、炊事用等の火器等を持ち込み、ご使用なされないでください。
- (2) 当館内での炊事はお断りいたします。
- (3) 当館敷地内指定場所以外での喫煙は一切お断り申し上げます。
- (4) 薪ストーブには絶対にお手を触れないでください。
- (5) その他火災の原因となるような行為をなされないでください。
- (6) 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。

4. その他の事項

- (1) 当館内で、賭博、風紀や治安を乱すような行為、他のお客さまに迷惑をおよぼすような言動はなされないでください。
- (2) 以下の物品のお持ち込みは、禁止させていただきます。
 - ① 犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬を除く）、猫、小鳥、その他の動物
 - ② 火薬や揮発油など発火又は引火しやすいもの、危険物（鉄砲、刀剣類含む）
- (3) 当館内に、匂いを発するもの（食品等含む）、香りの強いもの（煙草、電子タバコ、香水等含む）、不潔なものをお持ち込みにならないでください。当社が、当館内の設備・備品等に匂いや汚れが残存しており、当社内で定める通常清掃によって取り除くことができないと認める場合には、当社が別途定める特別清掃料をお支払いいただきます。
- (4) 当館内での毛染めおよびこれに準ずる行為、またヘアカラーおよびこれに類するもののご使用は固くお断りいたします。当社が、当館内の設備・備品等が破損、汚損、変色等したと認める場合には、当社が別途定める特別清掃料をお支払いいただくか、当該設備・備品の交換費用をご負担いただきます。
- (5) 当館内の備品家具類を無断で移動しないでください。移動された場合には、規定の作業料を頂戴いたします。
- (6) 故意、過失を問わず、当館内の設備・備品等がおお客様の責により破損した場合には（汚損や変色も含む）、原状復帰費用をご負担いただきます。
- (7) 当館内の建築物や設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなされないでください。
- (8) 当館の外観を損なうような物を窓側に陳列なされないでください。
- (9) 客室やロビーを宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- (10) 当館内で、他のお客さまに広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をなされないでください。
- (11) 当館内で、許可なく動画の撮影や配信などをなされないでください。
- (12) 許可なく当館外から飲食物等の出前、ご注文はなされないでください。
- (13) 客室外に所持品を放置なされないでください。
- (14) ナイトウェア等のままで客室からお出にならないでください。
- (15) お客様における不用品の放棄、放置は固くお断りいたします。当社が定める量を超える廃棄物の処理については、別途特別清掃料をご請求申し上げます。
- (16) 当館従業員に対し、お客様のお荷物の持ち運びを強いる行為は固くお断りいたします。
- (17) 当館の周囲にある農道および田畑へは立ち入らないでください。

カスタマーハラスメントに対する方針

私たち合同会社シューティングスターは、より多くのお客様に快適なご宿泊・体験を提供するため、お客様のご意見・ご指摘には真摯に耳を傾け、誠実に対応してまいります。それと同時に、当社で働く社員が心身ともに健やかに働きやすい職場環境を確保すること、および快適なご宿泊環境を保護するため、「カスタマーハラスメントに対する方針」を策定しております。

1. カスタマーハラスメントの定義

顧客または第三者（取引先等含む）からの

- (1) 優越的な立場を利用した言動であって、
 - (2) 不法行為に該当する行為、およびこれらにつながりかねない行為、また義務のないことや社会通念上相当な範囲を超える対応を要求する行為により、
 - (3) 社員の就業環境や心身の健康が害される場合、またはその恐れがある場合、
- カスタマーハラスメントであると判断いたします。

【該当する行為】

以下は例示であり、これらに限られるものではありません。

- (1) 身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- (2) 威圧的な言動
- (3) 継続的な言動、執拗な言動
- (4) 社会通念上、合理性を伴わない要求や言動
- (5) 土下座の要求
- (6) 拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- (7) 差別的な言動、性的な言動
- (8) 社員個人への攻撃や要求、および社員の肉体的、精神的状態に関する言動
- (9) 社員の個人情報等の SNS/インターネット等への投稿（写真、音声、映像の公開）
- (10) 不合理又は過剰なサービスの提供の要求
- (11) 正当な理由のない商品交換、金銭補償の要求、謝罪の要求
- (12) セクシャルハラスメント
- (13) 業務スペースへの立ち入り

2. カスタマーハラスメントへの対応姿勢

当社は、当社の社員および他のお客様を守るため、カスタマーハラスメントが行われた場合には、お客様への対応を中止するとともに、当社宿泊約款第7条第1項（8）に該当する事案として、然るべき対応を取らせていただきます。また、当社にてその必要性を認める場合には、警察・弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、厳正に対処します。